

平成24年9月4日

荒川区長 西川 太一郎様

日暮里富士見坂を守る会 代表/金子 誠

【緊急要請】

**日暮里富士見坂からの眺望を歴史的な「風景遺産」として継承するために、
現在進行中の建設計画変更に伴う補償の検討等について**

日頃より、日暮里富士見坂からの眺望へのご理解とご努力につきましては、頼もしく
また有難く感じております。

さて現在、この富士山への眺望の入り口となる文京区千駄木3丁目において、11階
建ての賃貸マンション建設が計画されています。この建物は敷地面積689.33平方メー
トルであり、決して大きな開発ではありません。しかし、歴史的な「風景遺産」として
継承したいと願う富士見坂からの富士山の眺望は、限りなく失われるものと危惧されま
す。

このマンション建設は、建築主の方にとっては、今後、長く住み続けるためのやむを
得ない計画であることを、設計・施工を担う企業の方よりうかがっております。

そうであるとすれば、都心で唯一となった最後の富士見坂の眺望を遮るビルとして、
将来にわたり象徴的に建ってしまうことは、建築主の方にとってもつらいものであると
想像できます。

すでに税金対策・資産運用のための賃貸マンション建設は現況に合わず、不忍通りで
の賃貸マンションは現在供給過多であり、数年ののちには空き室対策が町づくりの課題
になるといわれております。

とすれば、「富士見坂の眺望を守った建物」として、長く親しまれる多様な設計変更
案を提示し、建築主のご理解を得ることは、決して不可能ではありません。

こうした話し合いを経て、建築主の方のご理解を得ることにより、日暮里富士見坂か
らの眺望は守られ、保全のガイドライン作成に向けて、大きく舵がとられることにな
ると信じます。

今回の、眺望の入り口にあたる場所での保全は急務ですが、保全の可能性が示された場合、その影響は非常に大きなものになると考えられます。新宿区大久保で計画中の大規模な開発での景観調整、富士見坂の眺望保全のガイドラインづくり、そして広域景観への取り組みにも、直接的に波及することは間違いありません。

つきましては下記要請について、至急ご検討くださいますよう、お願いいたします。

【要請事項】

- 1、建築主との話し合いの場を早急に設定するよう、文京区に働きかけてください。
- 2、日暮里富士見坂からの眺望保全に関して、関連区、および東京都と連携し、保全のガイドラインづくりに至急着手してください。
- 3、日暮里富士見坂を保有する荒川区として、建設計画変更に伴う補償を検討してください。

今後の保全活動のため、直近ではありますが、9月14日（金曜日）までに文書でご回答くださいますよう、お願いいたします。

この要請書への連絡先

日暮里富士見坂を守る会 <http://fujimizaka.yanesen.org/>

〒116-0013 荒川区西日暮里 3-2-5 (金子方)

fujimizaka@yanesen.com

TEL/FAX 03-3822-3649 (中島) 080-6670-0142 (山崎)